

一般社団法人森林技術コンサルタント協議会 令和4年度林野庁陳情

1. 日時: 令和5年2月2日(木) 16:00~17:00
2. 陳情先: 織田央 林野庁長官
橋政行 林野庁国有林野部長
小坂善太郎 林野庁森林整備部長
3. 陳情参加者: 喜力哉会長、相川裕司副会長、小川紀一朗理事
上河潔理事・事務局長

○織田央 林野庁長官

クリーンウッド法見直しの国会審議でご多忙中にもかかわらず時間を取っていただき、陳情書に基づく要望を聴いていただいた。織田長官から「日頃の林野行政の推進に対する支援に感謝するとともに、近年地球温暖化の影響により山地災害が多発する状況において、迅速な災害復旧を図る上で、森林技術コンサルタント業界の果たすべき役割は大きくなっている」とのお話があった。



○橋政行 国有林野部長

陳情書の要望に対して、橋国有林野部長から「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に対しては、積算単価を上げる等の措置を講じてほしい。若手技術者等の管理技術者としての積極的な登用については、後継者の確保の点からも重要と考えており、チャレンジ枠を設けている国土交通省の対策なども参考に検討していきたい。林野庁長官表彰制度については、見直しを行ったばかりで、直ぐに対応することは難しいことを理解いただきたい。」とのお話があった。



○小坂善太郎 森林整備部長

陳情書の要望に対して、小坂森林整備部長から「選ばれる林野公共事業を目指して、様々な改善努力を行っているところであるが、特に、ICT の活用は重要と考えている。林野公共事業における i-construction の推進を図る上で、その前段となる調査、測量、設計における GIS、レーザ測量、ドローンなどの ICT の活用を進める必要があり、森林技術コンサルタント業界の取り組みに大いに期待している。」とのお話があった。



令和5年2月2日

林野庁長官

織田 央殿

一般社団法人 森林技術コンサルタント協議会

会長 喜 力哉

要 望 書



貴職におかれましては、常日頃より森林技術コンサルタント協議会の活動につきまして、格別のご指導を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和3年6月15日に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、「2050年カーボンニュートラルに寄与する森林・林業・木材産業によるグリーン成長」を実現するため、森林の適正な管理と森林資源の持続的利用や、森林整備や治山対策を加速的に推進していくこととされています。また、近年の地球温暖化の進行による平均気温の上昇、ゲリラ的な集中豪雨の頻発、台風の発生頻度の増加及び大型化などの異常気象災害に強い森林整備の推進が強く求められています。このため、「国土強靭化 3 力年緊急対策」の後継対策として、令和3年度から5力年の追加対策が講じられることになり、林野公共事業費、特に治山事業費に重点が置かれ、大きな伸びとなったところであります。

また、令和元年度6月の品確法の改正により、治山・林道施設、森林整備等の公共工事の品質確保を図るため、工事の前段階である調査測量設計においても公共工事と同等の品質確保を図ることが重要であるとして、コンサルタント業務が同法の対象として位置付けられ、適確な森林技術と高い見識を有する技術者を擁する森林技術コンサルタント業務の重要性がより一層高まっています。さらに、ICT(情報通信技術)を活用した「スマート林業」の推進、成長の優れたエリートツリー等の育種・育苗技術の進展、森林環境税等を活用した森林管理経営制度の創設などに伴い、新たな森林技術コンサルタント業務の多様化が求められています。

このような状況に対応するために、森林技術コンサルタント協議会の専門部会及び専門部会地区連絡会で林野庁及び森林管理局の技術担当官と意見交換を行うことなどを通じて、林野庁と森林技術コンサルタント協議会が協働することにより、官民一体となって森林技術の維持向上・発展を図ることが重要であると考えております。つきましては、森林技術コンサルタント協議会の活動についてより一層のご理解をいただくとともに、下記の要望事項について、さらなるご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 林野公共予算の確保・拡充及び年間の業務発注量の平準化

多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策推進に必要な事業量の継続的かつ安定的な確保を図るため、これまで以上の林野公共事業予算の拡充、特に、大規模な災害により被害を受け

た森林等の整備促進、同時多発化する災害への機動力の向上などを要望いたします。また、ゼロ国債の活用等による事業の早期発注や年度繰り越し業務の発注量を増やすなど、年間の業務発注量の平準化を要望いたします。

2. 災害復旧事業の円滑な推進

頻発する山地災害の迅速な復旧を図るため、広域での支援体制を構築する農林水産省の被災地の早期復旧への取組(MAFF-SAT)を推進するとともに、大規模災害時に農林水産省(林野庁)から要請を受けて協力した森林技術コンサルタントに対する、遠隔地からの旅費や機械運搬等による経費のかかり増し等の適切な積算、既受注案件の工期延長など余裕を持った工期の設定、並びに被支援地方自治体において域内業者と同等の入札参加の機会の確保などの配慮を要望いたします。

3. 総合評価落札方式の発展的な運用

国有林野事業においては、平成22年度から総合評価落札方式が導入され、その対象事業は森林土木事業から造林、素材生産事業へと順次拡大されており、品質確保に大きな効果を発揮しています。今後は、総合評価落札方式の評価項目の一つである継続教育技術者のCPDポイントについて、より一層の高い評価がなされるよう特段のご配慮を要望します。

国土交通省の公共事業において、地盤環境調査や水質調査が総合評価落札方式の対象となっているように、レーザ航測等による調査測定事業、収穫調査等の森林調査事業(森林環境調査を含む)や多様化する森林技術コンサルタント業務もその対象事業とされるよう要望いたします。

令和4年4月1日から導入された総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置は、給与総額を、大企業においては3%以上、中小企業においては1.5%以上、賃上げした企業に対して適用されますが、経営状況が厳しい中において、企業努力のみで継続して賃上げを行うことは極めて困難であり、林野公共事業の単価を賃上げに見合うだけ嵩上げするなど、中小企業が不利益を被らないような適切な運用を要望します。

4. 入札制度等における局署間での運用の考え方の統一

総合評価落札方式の実施にあたって、技術評価点等について局署間や担当者間で運用に違いがあることも受けられることから、局署間等での考え方の統一を要望いたします。併せて、入札制度にかかる評価内容基準や個別事業の成果の項目別評価についてのより一層の情報開示を進めていただけよう要望いたします。

低価格入札において、即時辞退を可能にするとともに、罰則を緩和することを要望してきましたが、その取扱いについても局署間等での考え方には相違が見られるので、その統一化を図るとともに、低価格入札対応の基準明確化とホームページ等での公開を要望いたします。

治山事業、林道事業、測定事業、森林調査事業等についても、歩掛かり、単価、設計仕様など調査・設計にあたっての技術的な考え方の統一を要望いたします。

5. 林野庁長官表彰制度等の総合評価落札方式への反映の徹底

平成29年度から森林技術コンサルタント業務に対する林野庁長官表彰制度が導入され、令和元年度から総合評価落札方式の評価項目として認められていますが、令和3年度から表彰制度を全面的に見直し、治山分野、林道分野、森林調査測量分野、新技術分野の4分野を表彰対象とすることとしました。今後は、局署間で反映の仕方に差異が出ないよう運用の徹底を図るとともに、表彰のベースとなる個々の業務評価についても、局署間での標準的な考え方の統一を要望いたします。併せて、森林管理局長等の表彰制度の導入についても、ご指導、ご支援を要望いたします。

6. 若手技術士等の管理技術者としての積極的な登用

森林管理局・署の総合評価落札方式の評価点は、同一局・署内での過去の実績を重視する点数配分となっているため、新規に技術士等を取得した若手技術者が管理技術者となって業務を受注する機会が、入札参加者が1社の場合や、価格競争入札の場合などに限られるなど、少ない状況にあります。若手の技術士等が管理技術者として森林管理局・署の業務で活躍できる機会の拡大を検討していただきたく要望いたします。

以上